

# 木津送水管更新事業

優先交渉権者選定基準

令和3年11月

鳴門市企業局

## I 選定の概要

### 1 選定基準書の位置付け

本優先交渉権者選定基準は、鳴門市企業局（以下「本局」という。）が、「木津送水管更新事業（以下「本事業」という。）」を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）を公募型プロポーザル方式により募集及び選定するに当たり、手順、方法、選定基準を示すものであり、応募者に交付する応募要領書等と一体のものとして扱う。

### 2 基本的な考え方

優先交渉権者選定は、公募型プロポーザル方式により実施し、本事業の目的に最も合致した業務遂行能力等を有する優先交渉権者を選定する。

### 3 優先交渉権者選定委員会

応募者から提出された提案書の記載内容の評価にあたっては、公平性、競争性及び透明性を確保するとともに、客観的な評価等を行うため、鳴門市職員で構成する「木津送水管更新事業の優先交渉権者選定委員会（以下、「委員会」という。）」において、あらかじめ定めた優先交渉権者選定基準に基づいて評価する。

なお、委員会の会議は非公開とする。

## II 優先交渉権者選定手順

本事業における事業者選定の手順は次のとおりであり、参加資格審査、基礎審査及び提案審査で構成する。

#### 資格審査

- ・参加資格要件を満たしていることの確認

#### 見積価格審査

- ・見積価格が見積上限額以内であることの確認

#### 基礎審査

- ・業務要求水準書の要件を満たしていることの確認

#### 提案審査

##### 業務提案評価

- ・技術提案内容の評価

##### 見積価格評価

- ・見積価格が提案内容に合致していることの確認と評価

審査の流れは、次図のとおりである。

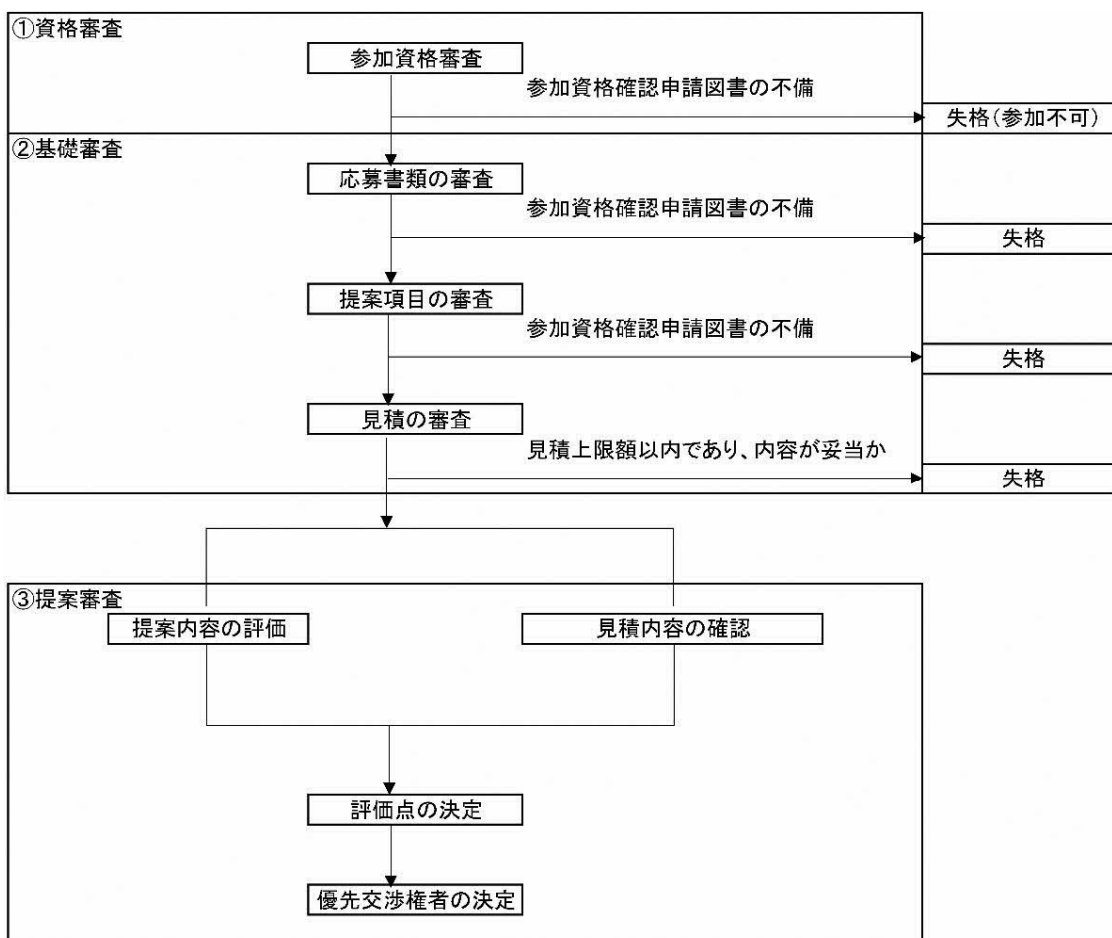


図 事業者選定手順

### Ⅲ 参加資格確認

#### 1 参加資格の確認

##### 1) 参加資格確認申請書等の確認

本局は、本事業の応募者に求めた参加資格確認申請書等が全て揃っていることを確認する。書類不備の場合は失格とし参加は認めない。ただし、軽微な書類不備等の場合は、この限りでない。

##### 2) 参加資格要件の確認

本局は、応募者が応募要領書に記載した参加資格要件を満たしていることを確認する。参加資格要件を満たしていない場合は失格とし参加は認めない。

#### 2 応募者の備えるべき参加資格要件

##### 1) 応募者の構成等

応募者の構成等は、以下のとおりとする。

ア 応募者は、本事業の設計業務及び工事業務を自ら行う単体企業又は共同企業体とする。

## 2) 応募者の資格要件

本事業に係る応募に参加する者は、参加資格確認基準日において、応募要領書に求める要件を満たすこと。

## 3) 参加資格確認基準日

参加資格確認基準日は、参加資格確認申請書の提出期限日とする。

# IV 基礎審査

## 1 基礎審査の内容

本局は、提案内容に関し、①技術提案が要求水準書を満たしているか、②見積価格が見積上限額以内であることなどを確認し、条件を満たしていない場合は失格とする。

## 2 基礎審査の方法

### 1) 要求水準書達成の確認

技術提案書において提案されている内容のうち、要求水準書において定めている事項を対象に、それぞれについて当該要求水準を満たしているか否かを確認する。

### 2) 見積価格の確認

提案された見積価格（設計費及び工事費）が見積上限額以内であることを確認する。また、提案された見積価格について、応募要領書等で示す前提条件が正確に反映されているかを確認する。

確認の結果、見積上限額を超えた場合は失格とする。

# V ヒアリング

## 1 ヒアリング内容

委員会は、応募者に対し提案内容についてヒアリングを行う。

## 2 ヒアリング方法

1) 出席者は設計に係る管理技術者又は照査技術者及び工事に係る主任技術者又は監理技術者を原則含むものとし、人数は5名以内とする。

2) ヒアリング時の説明に際しては、提出した技術提案書のみを使用すること。提出した技術提案書以外の資料を使用した場合、提出した技術提案書は無効となる。またヒアリング時の追加資料は受理しない。

3) ヒアリングに出席しない場合は原則として失格とする。ただし、出席者の病気、交通機関の事故等真にやむを得ない理由で出席できないと判断される場合はこの限りではないので、該当する場合はその旨を理由とともに書面(A4版任意様式)にて提出すること。

## VI 提案審査

### 1 提案書の評価の内容

技術提案書の評価については、委員会において各委員が応募者の提案内容に関し、次項 1)「提案評価項目」に示す評価項目及び評価の視点に基づき専門的見地から評価（採点）する。提案された見積価格については、本局において見積内容、価格が提案内容に対して妥当であるかを審査し、委員会に報告する。

### 2 提案評価の方法

#### 1) 提案評価項目

提案評価項目及び配点は、本局が、本事業の遂行に対して応募者の創意工夫や技術力、ノウハウ等の発揮を大いに期待して設定したものである。

なお、提案評価項目及び配点は、提案評価項目一覧による。

表 技術評価項目

提案内容評価点	70点
①整備目的・内容の理解（事業実施の基本方針）	5
②設計施工による実施体制（地元企業の活用）	10
③見積金額内、工期内での工事完成に向けて更なる工夫	10
④河川や水路横断に関する工夫	15
⑤大規模災害などによる緊急時への対応、維持管理の容易性に対する提案	15
⑥品質確保による工夫	5
⑦コスト縮減による工夫	5
⑧地元住民への配慮	5

表 価格評価項目

提案内容評価点	30点
価格評価	30

#### 2) 技術評価項目の得点化の方法

提案内容の審査においては、別表の評価項目ごとに審査を行い、次表の得点化方法に示す4段階による評価を行い得点化し、その合計点を提案評価点とする。

表 技術評価の採点基準

評価区分	評価基準	採点基準
A	特に優れている	配点×1.00
B	優れている	配点×0.75
C	標準的（従来一般的な手法）である	配点×0.50
D	やや劣っている	配点×0.25
E	劣っている	配点×0.00

### 3) 価格評価項目の得点化の方法

価格評価項目の得点化は次の方法による。

ただし、提案価格が提案上限価格の84%未満の場合の評価点は30点とする。

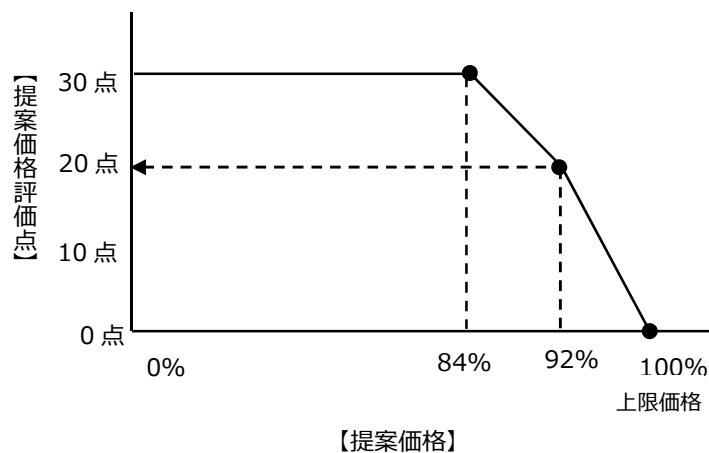
【提案価格／上限価格が0.92以上である場合】

$$\text{①の式} = (1.00 - \text{提案価格} / \text{上限価格}) \times 250 \leq 20 \text{点}$$

【提案価格／上限価格が0.92未満である場合】

①の式により算出される評価点（20点）に、下記の②の式により算出した値を加算して評価点とする。

$$\text{②の式} = (0.92 - \text{提案価格} / \text{上限価格}) \times 125$$



なお、価格評価点は、小数第1位以下を四捨五入し、整数とする。

提案価格が著しく低く、ヒアリングによって提案価格の妥当性が認められない提案については上記算出に基づく点数化を実施しない場合もある。

## **VII 優先交渉権者の選定**

本局は、委員会の評価(採点)した技術提案評価点と価格評価点の合計が最も高い提案を優秀提案とし、その提案を行った応募者を優先交渉権者として選定する。

同点となった場合は、価格評価点が高い提案を優秀提案とし、その提案を行った応募者を優先交渉権者として選定する。なお同点となった場合は優先交渉権者選定委員の多数決により選定する。

なお、応募者が1者の場合において、技術評価による総評価点の60%を上回ったときは優秀提案と認め、優先交渉権者として選定する。